

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の作業中に負傷した右膝について、療養補償給付を支給しないとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、電気設備の点検業務中、約2mの高さから転落して右膝を負傷し「右膝複合靭帯損傷」（以下「旧傷病」という）と診断され、療養補償給付を受けていたところ、平成〇年〇月〇日に治癒となったが、約4年後、再び右膝に痛みが生じるようになった。このため、医療機関を受診したところ「右膝内側半月板損傷、右膝後十字靭帯損傷、右膝半月板ガングリオン」（以下「本件傷病」という）と診断された。請求人は、本件傷病は、旧傷病の再発であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

本件傷病は旧傷病が再発したものであり、相当因果関係があることは明らかであるため、監督署長が行った療養補償給付を支給しない旨の処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

- (1) 請求人からの聴取によると、旧傷病の負傷後、治療、リハビリを行い、平成〇年〇月には痛み、違和感が無くなったため、自己判断で病院へ行かなくなったが、膝に負担がかかる行為を行う際は市販のサポーターを使用し、病院に行くほどではなかった旨申述している。また、今回再発時までの4年近くの間、膝の件で病院は受診していないこと及び、今回の再発のきっかけは思い当たることはなく、時間の経過によるものと思われる旨申述している。
- (2) A医師の意見書によれば、「主治医意見書、診療録、症状経過等により判断すると、右膝半月板ガングリオン、右膝内側半月板損傷及び右膝後十字靭帯損傷による疼痛については、再発以前の負傷時において痛めた個所が加齢等による変形性により生じたものと考えられる」旨の意見を述べている。
- (3) 以上のことから、本件傷病については旧傷病が加齢等による変性により生じたものと思料され、業務以外の原因によるものと認められることから、旧傷病が再発したものとは認められず不支給とする。

4 審査官の判断

- (1) 本件傷病と旧傷病の医学的因果関係について、B医師は、MRIの検査所見から、本件傷病を「左膝半月板損傷、後十字靭帯損傷」と診断し、傷病の原因を平成22年3月の労災傷病としており、旧傷病との因果関係について肯定的見解を示している。
鑑定医は、「通常、半月板損傷、十字靭帯断裂では保存的治療では癒合しないので、後遺症として残り、間接的動揺性はそのまま残存し、動揺性のため、経時的に半月板損傷部の拡大とメニスクスガングリオンの発生が認められる」としている。
- (2) 症状の増悪について、鑑定医は、内側半月板損傷（断裂）の範囲の拡大、形状の複雑化及びメニスクスガングリオンの発生が認められるとし、症状の増悪を認めている。
- (3) 治療効果について、主治医は、ガングリオン穿刺後疼痛が軽減し、リハビリ等の処置により疼痛が改善傾向にあるとしている。また、鑑定医は、症状の改善には手術的治療が必要であるとしている。

- (4) 以上より、本件傷病は、旧傷病が症状固定となった後、旧傷病により残存していた関節の動揺性を基盤として増悪し、内側半月板損傷(断裂)の範囲が拡大、形状が複雑化するなどにより発症したものと認められる。また、本件傷病は、治療効果が認められることから、療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。